

茨城県立あすなろの郷倫理綱領

平成24年4月1日

あすなろの郷は、重い知的障害を持つ人のための障害者支援施設・医療型障害児入所施設・療養介護事業所を併せ持つ総合援護施設です。

ここで働く私たち職員は、あすなろの郷を利用するすべての人に対して、一人ひとりが生きてきた暮らしを大切に、その人らしい人生を築いていくために、支援者として真摯な気持ちを持って「普通の暮らしの実現を目指して」利用者とともに歩んでいきます。

あすなろの郷全職員の支援の基本姿勢として、ここに「茨城県立あすなろの郷倫理綱領」を定めます。

- 1 私達職員は、利用者の人権を守ることに最大限の配慮をし、持っている知識と技術を駆使して具体的に利用者の人権、権利を保障していきます。
- 2 私達職員は、利用者のプライバシーの保護という基本原則の上に立って支援し、利用者との信頼関係を築いていきます。
- 3 私達職員は、利用者の個別性を尊重し、選択の重視、受容と傾聴に努め、利用者の権利擁護の代弁者となります。
- 4 私達職員は、常に利用者が直面する問題を直視し、問題の解決や発生の予防のためたえず知識の習得と技術の向上に努めるとともに、問題を生み出している社会システムの改善を目指します。
- 5 私達職員は、職場の内外を問わず、保健医療、教育、住宅、就労等の関係機関と連携をはかり、他職種と協働して利用者の問題解決に努めます。
- 6 私達職員は、利用者の障害の重さにかかわらず、地域社会で暮らせるように支援に努めます。
- 7 私達職員は、業務の基盤となる専門性を向上させ、広く社会から信任を受けられるように努めます。

付則

この綱領は、平成17年12月13日から施行する。

この綱領は、平成24年4月1日から施行する。